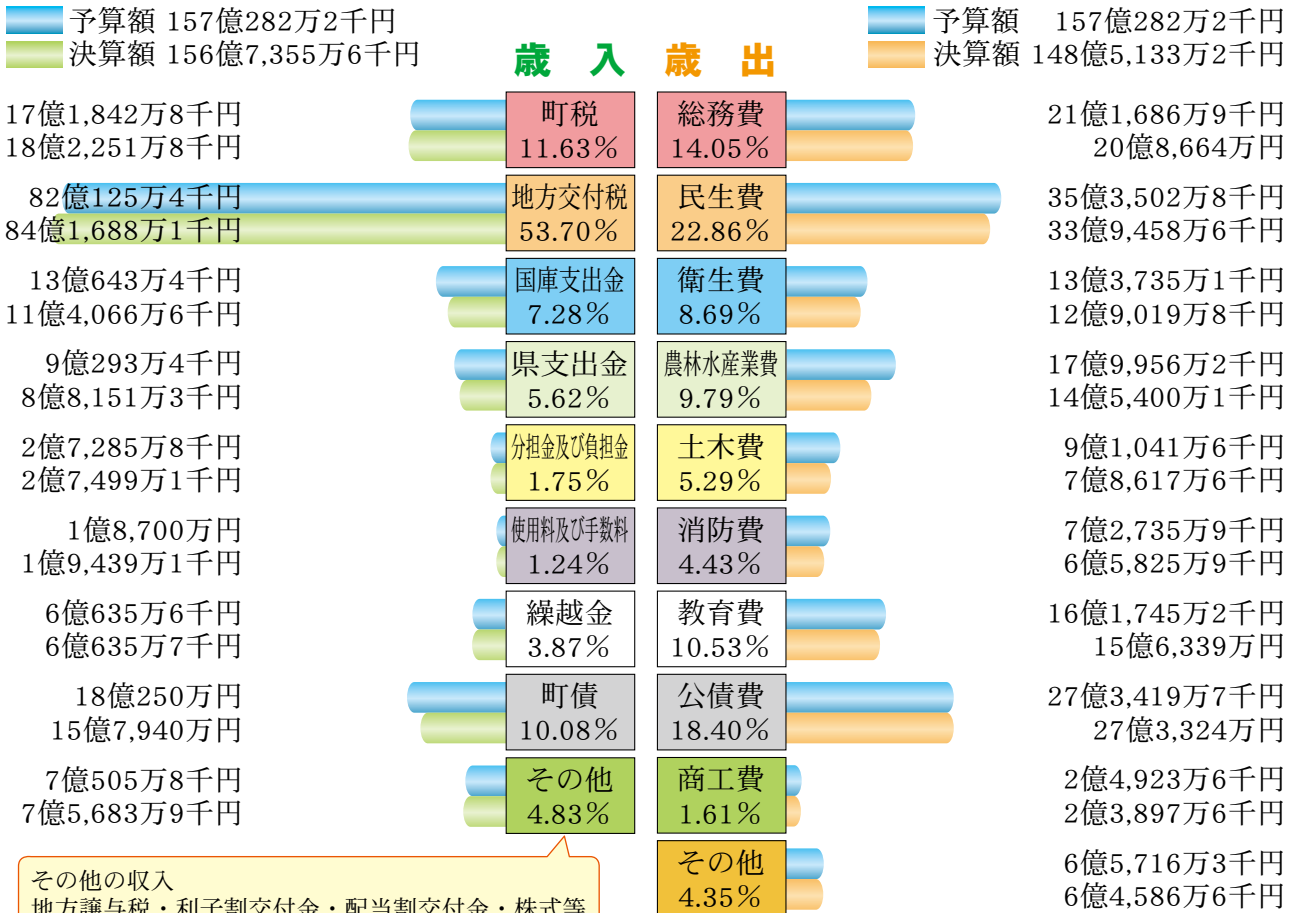


状況をお知らせします。

一般会計の予算執行状況

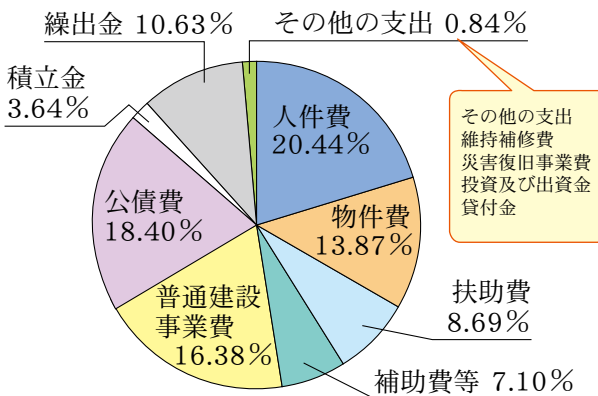


その他の収入
地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金・財産収入・寄附金・繰入金・諸収入

その他の支出
議会費・諸支出金・災害復旧費

※構成比はそれぞれの区分ごとに四捨五入しているため、区分ごとの合計は100%にならないことがあります。

性質別歳出



決算収支の状況

歳入総額	156億7,355万6千円
歳出総額	148億5,133万2千円
歳入歳出差引額	8億2,222万4千円
翌年度に繰り越すべき財源	1億1,166万4千円
実質収支	7億1,056万円

平成25年度 愛南町の財政

特別会計の予算執行状況

(1)国民健康保険特別会計

予算額	38億447万5千円
収入済額	37億8,745万円
支出済額	37億3,968万7千円
歳入歳出差引額	4,776万3千円

(2)介護保険特別会計

予算額	30億3,824万8千円
収入済額	30億3,567万円
支出済額	30億1,475万5千円
歳入歳出差引額	2,091万5千円

(3)後期高齢者医療特別会計

予算額	2億7,800万円
収入済額	2億7,893万4千円
支出済額	2億7,162万9千円
歳入歳出差引額	730万5千円

(4)簡易水道特別会計

予算額	2億4,650万円
収入済額	2億4,448万4千円
支出済額	2億4,212万3千円
歳入歳出差引額	236万1千円

(5)小規模下水道特別会計

予算額	1億5,090万円
収入済額	1億5,183万2千円
支出済額	1億4,995万7千円
歳入歳出差引額	187万5千円

(6)浄化槽整備事業特別会計

予算額	1億3,584万9千円
収入済額	1億3,529万2千円
支出済額	1億3,452万3千円
歳入歳出差引額	76万9千円

(7)温泉事業等特別会計

予算額	6,890万円
収入済額	7,577万5千円
支出済額	6,822万9千円
歳入歳出差引額	754万6千円

(8)旅客船特別会計

予算額	1,479万7千円
収入済額	1,479万8千円
支出済額	1,448万7千円
歳入歳出差引額	31万1千円

(9)上水道事業会計

1. 収益的収支

予算額	収入	5億500万円
	支出	5億500万円
収入済額	5億819万4千円	
支出済額	4億9,253万7千円	
歳入歳出差引額	1,565万7千円	

2. 資本的収支

予算額	収入	1億4,286万5千円
	支出	3億6,177万2千円
収入済額	1億4,184万1千円	
支出済額	3億5,581万6千円	
歳入歳出差引額	※△2億1,397万5千円	

※上水道事業会計における資本的収入額が資本的支出額に不足する額 213,975千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,599千円、過年度分損益勘定留保資金 130,200千円、当年度分損益勘定留保資金 75,176千円及び減債積立金 1,000千円で補填しました。

(10)病院事業会計

1. 収益的収支

予算額	収入	6億3,426万4千円
	支出	6億3,426万4千円
収入済額	5億4,499万1千円	
支出済額	5億9,287万6千円	
歳入歳出差引額	△4,788万5千円	

2. 資本的収支

予算額	収入	605万円
	支出	2,302万2千円
収入済額	605万円	
支出済額	2,300万1千円	
歳入歳出差引額	※△1,695万1千円	

※病院事業会計における資本的収入額が資本的支出額に不足する額 16,951千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,095千円及び過年度分損益勘定留保資金 15,856千円で補填しました。

地方債・一時借入金の状況

(平成25年度末現在)

会計	現在高	
	地方債	一時借入金
一般会計	203億3,402万9千円	—
簡易水道特別会計	11億9,210万2千円	—
小規模下水道特別会計	10億7,127万4千円	—
浄化槽整備事業特別会計	1億2,600万円	—
上水道事業会計	22億8,232万2千円	—
計	250億572万7千円	—

※地方債現在高を町民1人当たりに換算すると、約105万円になります。(平成26年3月31日現在の住民基本台帳人口23,818人により算出)

財産の状況

(1)土地・建物

(平成25年度末現在)

区分		土地	建物
本庁舎		11,188.12m ²	2,599.49m ²
その他の 行政機関	消防施設	1,841.44m ²	1,026.77m ²
	その他の施設	18,587.93m ²	15,529.87m ²
公共用 財産	学校	343,644.30m ²	84,411.08m ²
	公営住宅	77,661.79m ²	36,022.90m ²
	公園	52,693.00m ²	252.31m ²
	その他の施設	681,017.71m ²	92,700.91m ²
宅地		91,684.56m ²	3,761.08m ²
田畑		10,319.54m ²	—
山林		19,731,519.64m ²	—
その他		275,305.06m ²	275.22m ²
合計		21,295,463.09m ²	236,579.63m ²

(2)動産

区分	現在高
深浦浮棧橋	1個
青桐棧橋	1個

(3)工作物

区分	現在高
浄化槽	476基

(4)無体財産権

区分	現在高
商標権	3件

(5)出資金・出捐金

6億4,930万5千円

(6)基金

区分	現在高
財政調整基金	31億8,089万6千円
減債基金	5億9,965万5千円
地域福祉基金	7億5,489万円
公共施設整備基金	11億4,524万円
文化振興基金	1,021万4千円
地域振興基金	2億4,859万5千円
ふるさと創生基金	8,170万円
公営住宅建設基金	1,028万9千円
水資源対策基金	2億5,308万2千円
中山間ふるさと水と土保全基金	4,960万1千円

※基金現在高を町民1人当たりに換算すると、約40万円になります(平成26年3月31日現在の住民基本台帳人口23,818人により算出)。

区分	現在高
人材育成基金	6,670万4千円
産業振興基金	1億1,986万7千円
諏訪公園管理基金	433万6千円
西海ストックヤード管理基金	2,042万7千円
肉用牛貸付基金	1,932万4千円
高齢者等肉用牛貸付基金	722万7千円
地域活性化基金	27億6,000万円
ふるさとづくり基金	3,087万5千円
土地開発基金	1億199万2千円
国民健康保険財政調整基金	5,319万5千円
計	95億1,810万9千円

愛南町の平成25年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します

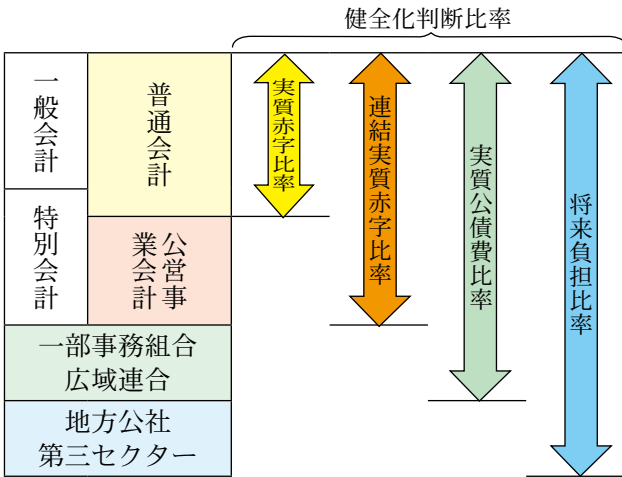
町の財政状況は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、右の財政指標で判断されることとなっています。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、早期の段階で財政の規律強化を図ることを目的としており、今までの普通会計のみならず、特別会計や一部事務組合、第三セクターなども対象としています。

健全化判断比率(4つの指標)は、次のとおりです

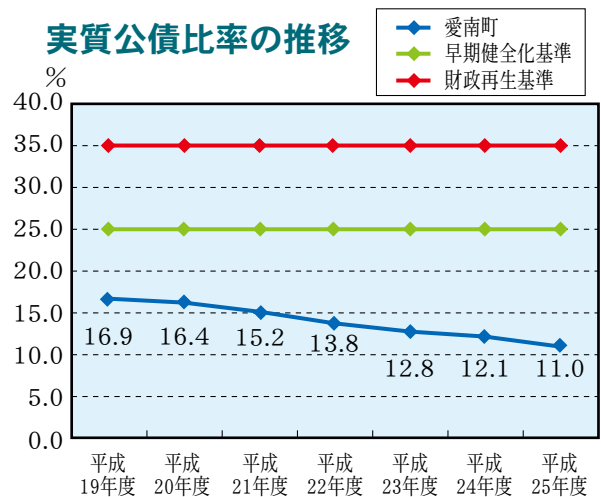
愛南町	実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
平成25年度決算	—	—	11.0	22.9
平成24年度決算	—	—	12.1	34.1
平成23年度決算	—	—	12.8	45.7
早期健全化基準	13.24	18.24	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

愛南町の指標の数値が、早期健全化基準や財政再生基準を1つでも上回れば、財政健全化計画の策定が義務付けられたり、地方債の起債が制限されたりするようになります。

◎各指標の対象となる会計等の範囲は、次のとおりです



◎指標の推移は、次のとおりです



◎基準を超えた場合に義務付けられる内容は、次のようなものがあります
各基準を1つでも超えると次のような義務が課せられます。

健全段階	早期健全化段階	財政再生段階
◎指標整備と情報開示の徹底	◎自主的な改善努力による財政健全化	◎国等の関与による確実な再生
4つの指標について、監査委員の審査に付し意見を付けて議会に報告し公表	・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・計画の実施状況を毎年度議会に報告し公表 ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告	・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限 ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告



資金不足比率(公営企業における指標)は、次のとおりです

特別会計の名称	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
上水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	
簡易水道特別会計	—	
小規模下水道特別会計	—	
浄化槽整備事業特別会計	—	
旅客船特別会計	—	

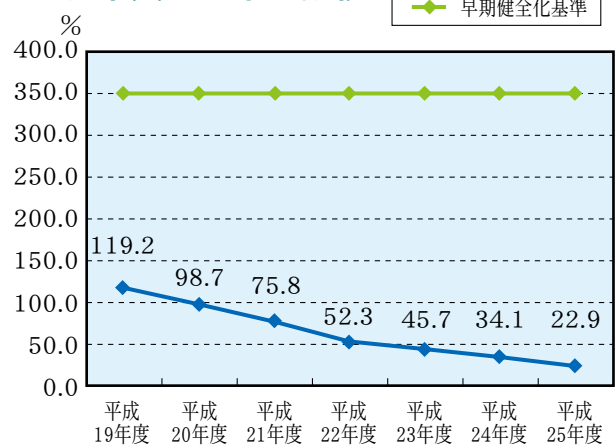
※資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、健全化判断比率が早期健全化基準を超えた場合に準じた対応が求められます。

◎資金不足比率の内容は、次のとおりです

資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率をいいます。
--------	--------------------------------

※資金の不足額：流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産
※事業規模：営業収益の額-受託工事収益の額

将来負担比率の推移



◎4つの指標の内容は、次のとおりです

実質赤字比率	実質収支(赤字の場合)の標準財政規模に対する割合で、黒字であれば実質赤字比率はなしと考えます。 ※実質収支とは、歳入と歳出の差引額から翌年度に繰り越すべき財源(繰越明許費等)を控除したものです。
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率をいいます。
実質公債費比率	一般会計等が負担する地方債の元利償還金に加え、特別会計や一部事務組合などへの公債費のための繰出金・補助金等(準元利償還金)も含めた実質的な公債費の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対する比率(3か年平均)をいいます。
将来負担比率	地方債現在高や退職手当の負担見込額、第三セクター等に対する債務負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対する比率をいいます。

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総額(規模)です。
なお、愛南町における平成25年度の標準財政規模(臨時財政対策債を含む)は、105億6,086万円です。

■人権啓発室から

なくしたい差別、守りたい人権

愛媛県人権対策協議会などが主催する「ハンセン病問題を考えるフォーラム」が御荘文化センターで開催され、町内外から約450人が参加しました。



ハンセン病を題材にした人権劇の一場面

フォーラムでは、4月に「国立ハンセン病療養所大島青松園」（高松市）を訪れた御荘中学校の3年生14名が、ハンセン病への理解を深めてもらおうと人権劇を披露したほか、同じく同施設を訪問した城辺中学校の3年生7名が訪問時に抱いた思いを俳句形式で発表し、「差別をなくしたい、間違ったことを繰り返してはならない」と訴えま

した。また、青松園入所者で愛媛県人会の磯野常二さんと県人権教育協議会の米田孝弘代表幹事の対談もあり、参加者はフォーラムを通して、改めて人権や命の大切さについて考えました。

■生涯学習課から

えひめ国体に向け、機運高まる

第72回国民体育大会の愛媛県開催が7月に正式決定されたことを受け、御荘文化センターで「愛顔つなぐえひめ国体愛南町実行委員会設立総会」及び「同実行委員会第1回総会」が開催されました。

設立総会では、本町で実施される女子サッカー競技の日程や大会準備の経過について事務局から報告があったほか、実行委員の役員が選出されました。

引き続き行われた第1回総会では、本町での会場となる「あけぼのグラウンド」の改修計画、平成26年度の事業計画や収支予算案について説明があり、いよいよ3年後にせまった2017年のえひめ国体開催に向け、機運が高まりました。



■消防本部から

消防士としての高みをめざして

消防士として一層の知識の研鑽^{けんさん}高揚を図ることを目的に、消防職員が業務に対する提言や課題を自由に発表する「愛南町消防職員意見発表会」が、御荘文化センターで実施されました。

意見発表会には20歳代の若手消防士6名が参加し、住宅用火災警報器が住宅火災予防の切り札になることや救命講習の重要性など、日頃の業務で感じ取ったことを発表しました。

発表の内容は、論旨の明確さ、業務に対する先見性や発展性などで審査され、最優秀賞には、火災予防についての広報活動が少ないことを課題に挙げ、ケーブルテレビ放映用の番組『消防チャンネル119』を制作することでの広報活動展開を提案した上埜友也^{ともや}主事が選ばれました。



最優秀賞を受賞し、11月に新居浜市で開催される「愛媛県消防長会消防職員意見発表会」への出場が決まった上埜主事

■防災対策課から

災害時、何をすべきか・・・ く菊川地区で総合防災訓練

9時30分頃、高知県沖を震源域とする震度6強の地震が発生し、宇和海沿岸に大津波警報が発表されたとの想定で、旧菊川小学校を主会場に「愛南町総合防災訓練」が実施されました。

訓練では、津波一時避難所に避難した地域住民を、陸上自衛隊や宇和島海上保安部などが地元消防団と連携を図りながら菊川地区の指定避難所となっている旧菊川小学校に搬送する「避難者輸送訓練」や、同校体育館に住民の手で避難所を設営する「避難所運営訓練」などを行いました。



避難所運営訓練では、参加者が間仕切りや段ボールベッドの組立てを体験したほか、「避難所では、まず通路を確保する」、「避難者同士のコミュニケーションを大切にすゝる意味でも、間仕切りは必要以上に高くしない」など、避難所生活でのルールを学びました。



■学校教育課から

あいさつで、 明るく住みよい 愛南に

愛南町内の小中学校では、毎月20日を「スマイルあいさつデー」としてあいさつ運動を実施しています。

子どもたちだけでなく、町民の皆さんが気持ちのよいあいさつを交わすことで、明るくさわやかな町づくりをめざしましょう。



■選挙管理委員会から

11月16日は愛媛県知事選挙の投票日です

愛媛県知事選挙の投票日が平成26年11月16日(日)に決定しました。

愛媛県知事選挙の期日前投票期間は10月31日(金)からの16日間となります。町内各投票所の期間と時間については、内容を記載した入場券を個別に郵送しますが、本誌11月号でもお知らせします。

問合せ

町選挙管理委員会

TEL 72-11211

大事な投票、忘れずに!



行政相談週間と特設行政相談所の開設についてお知らせします

総務省では、行政相談制度を広く知っていただき、その利用を促進するため、10月20日(月)から26日(日)までの一週間を「行政相談週間」と定め、全国的に各種行事を行うこととしています。

本町でも、総務省から委嘱された行政相談委員と愛媛行政評価事務所が次のとおり特設行政相談所を開設します。で、お気軽にご利用ください。

日時 10月8日(水) 13時～15時

場所 城の辺学習館

相談内容 年金、医療保険、社会福祉、生活衛生、雇用・労災保険、登記、交通安全など

相談は無料で、秘密は堅く守られます。

【愛南町の行政相談委員】

木谷貞捷氏(柏)

坂尾英治氏(御荘和口)

黒澤民彦氏(城辺甲)

宮下建夫氏(小山)

山岡島子氏(船越)

問合せ

総務課 TEL 7 2 1 1 2 1 1

町営住宅の入居者を募集します

現在、空室となっている町営住宅の入居者を募集します。もありませんが、世帯を有している方を優先します。

公営住宅の概要(左表のとおり) ・入居には連帯保証人が2名必要
・単身者でも申込みできる場合 要で、敷金は月額家賃の3か月

	住宅名称及び所在地	構造	間取り	月額家賃	駐車場	地デジ受信
公営住宅	三島団地6号棟(4階6号室) 城辺乙669番地	RC造4階建 (築32年)	3DK 67.7㎡	11,700円～ 17,500円	有	○
	中浦団地(1階7号室)、 (3階7号室) 中浦1677番地1	RC造3階建 (築36年)	3DK 56.3㎡	9,100円～ 13,600円	有	○
	家串団地2号棟(3号室) 家串1154番地	CB造2階建 (築34年)	3DK 62.7㎡	11,100円～ 16,200円	無	※
	柏A B団地A棟(3号室) 柏1584番地	CB造2階建 (築33年)	3DK 62.7㎡	11,200円～ 16,700円	有	※
特定公共賃貸住宅	猿田団地(1階5号室) 城辺甲3851番地1	RC造3階建 (築20年)	2LDK 73.98㎡	53,000円	有	○
	脇田団地A棟(3階2号室) 柏369番地	RC造3階建 (築18年)	3LDK 88.93㎡	38,000円	有	※

※テレビ難視聴地域ですので、ケーブルテレビ等への加入が必要です。

分、共益費は別途必要です。なお、入居まで多少時間のかかる住宅もあります。
申込受付期間
10月14日(火)～23日(木)

入居者資格(次の条件をすべて満たしている方)
①住宅にお困りの方、町内に居住を希望する方

※持ち家のある方は原則として申込資格はありませんが、特別な事情がある場合はご相談ください。ただし、公営住宅に住んでいる方は公営住宅への入居資格はありません。

②町税等を滞納していない方
③暴力団員でない方

※ここでのいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

④収入基準(月額所得)
【公営住宅】 15万8千円以下の方

【特定公共賃貸住宅】
15万8千円以上

申込み 団地(住宅)ごとでの申込みとなり、財産管理課又は各支所で入居の申込手続きが行えます。

問合せ

財産管理課 TEL 7 2 1 7 3 1 0

医療費助成制度についてお知らせします

	重度心身障害者医療費助成制度	母子家庭医療費助成制度
内容	重度心身障害の方が医療機関で受診した場合に医療費の一部を助成する制度です。	母子家庭の方が医療機関で受診した場合に医療費の一部を助成する制度です。
対象	①身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方 ②療育手帳A判定の交付を受けている方 ③身体障害者手帳3級～6級に該当し、療育手帳B(医)判定の交付を受けている方	①母子家庭の母及び20歳未満の子ども ②母子家庭の20歳以上の子で大学等に在学中の方 ③準母子家庭(祖母と孫、姉と弟妹) ①～③の対象のうち、子どもの生計を維持していること、母親に所得税が課税されていないことが条件です。
申請に必要なもの	健康保険証・印鑑・身体障害者手帳又は療育手帳	健康保険証・印鑑、転入の場合は前住所地の所得課税証明書、子が20歳以上の場合は在学証明書 (前年度非該当の方で、年度が変わり扶養や収入等の増減により所得税が非課税になった場合は、新たに申請が必要です。)
病院にかかるとき	医療機関窓口健康保険証と重度心身障害者医療費受給者証を提示してください。 愛媛県外の病院にかかるときは、一旦窓口で医療費を支払い、後日役場の担当窓口で償還払いの申請をしてください。申請期限は診療の翌月から起算して6か月以内です。	医療機関窓口健康保険証と母子家庭医療費受給者証を提示してください。
届出が必要なき	・住所や氏名が変わったとき ・障害認定等級の変更があったとき ・更新手続きのときなど	・住所や氏名が変わったとき ・子どもが20歳に達したとき ・更新手続きのときなど
注意事項	ほかの公的医療制度(特定疾患、自立支援医療など、国や県の制度)の資格をお持ちの場合はそちらが優先されますので、医療機関窓口では「健康保険証、重度心身障害者受給者証」のほか、ご自身がお持ちの受給者証も必ず提示してください。	所得税は当分の間、年少扶養控除等廃止前の規定を適用する経過措置を設けています。所得税の判定は控除廃止前の規定によって再計算するため、源泉徴収票等で課税状態である方も該当する場合がありますので、お気軽にご相談ください。

問合せ 町民課 TEL72-7300

■保健福祉課から

むし歯0本、おめでとう

愛南町では、5歳児健康診査で、むし歯が0本だったお子さんを表彰しています。

9月に実施した5歳児健診では、24名の受診者のうち13名のお子さんを表彰しました。これからもしっかりと歯磨きをして、きれいな歯を守りましょう。

- 吉田 偲記くん(魚神山)
- 稲田 帆乃佳ちゃん(御荘長月)
- 二宮 夏楓ちゃん(高畑)
- 玉川 心満くん(御荘平城)
- 宮山 莉子ちゃん(御荘平城)
- 浅井 優那ちゃん(城辺甲)
- 渡邊 紗希ちゃん(城辺甲)
- 桑田 結人くん(城辺甲)
- 大音 侑真くん(城辺甲)
- 河野 夏海ちゃん(城辺乙)
- 布山 結侘ちゃん(広見)
- 田中 匠治郎くん(広見)
- 松田 昂流くん(上大道)

■保健福祉課から

子どもの水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の 予防接種についてお知らせします

平成26年10月1日から、子ども
の水痘(水ぼうそう)と高齢者
の肺炎球菌感染症の予防接種が
定期の予防接種に追加されまし
た。接種期間は平成26年10月1
日〜平成27年3月31日です。

この予防接種の対象となる方
は次のとおりです。予防接種を
公費で受けるには、接種券及
び予防票が必要です(持たずに
接種した場合は自費になりま

す)。接種を希望される方は、
事前に保健福祉課又は各支所ま
でお申し込みください。

【水痘(水ぼうそう)】

対象者・接種回数

○定期 生後12月から36月に至
るまでの間にお子さん2回
○経過措置 生後36月から生後
60月に至るまでの間にお子
さんは1回

【高齢者の肺炎球菌感染症】

対象者 今年度中に65歳、70歳、
75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、
100歳に到達する方、及び接
種時に101歳以上の方※60歳
以上65歳未満でも一部の方は対
象となりますので、お問い合わせ
してください。

接種回数 生涯1回

自己負担金 4,000円(生活

保護費受給者は、所定の手続き
により無料になります。)

※詳しくは、10月に各戸に配布
する回覧文書又はホームページ
をご覧ください。

問合せ

保健福祉課 TEL 7 2 1 1 2 1 2

■生涯学習課から

体力・運動能力調査に 参加しませんか

日時 10月22日(水)

集合 18時30分(問診票記入)

測定開始 19時

場所 御荘B&G海洋センター
体育館

対象者

20〜64歳の男女

※事前の予約は必要ありません。

種目

①握力

②上体起こし

③長座体前屈

④反復横とび

⑤20mシャトルラン
(往復持久走)

⑥立ち幅跳び

準備物 運動のできる服装、屋
内用運動靴

問合せ

生涯学習課 TEL 7 3 1 1 1 2

「真珠アクセサリー作り体験」の参加者を 募集します

■農業支援センターから

愛南グリーン・ツーリズム
ム推進協議会
では、「真珠
アクセサリー
作り体験」の
参加者を募集
します。宇和
海で育てたア
コヤ真珠を使
って「自分だ
けのアクセサ
リ」を作って
みませ



んか。
日時 10月26日(日)
14時〜16時(雨天決行)

場所 赤水地区

定員 20名(先着順)※申込みが
2名未満の場合は中止

体験料 1人 1,000円

※材料費が別途必要

申込期日 10月21日(火)

問合せ 農業支援センター

TEL 7 2 1 7 3 1 1

TEL 7 2 1 7 3 1 1

心配ごと相談所

無料で民生児童委員2名
が日常生活でかかえる心配
ごとの相談をお受けします。

10月4日(土)・22日(水)

14時〜16時

御荘老人福祉センター

福祉法律相談

無料で弁護士と民生児童
委員が相談をお受けしま
す。※1回の相談人数は8人
までで事前予約が必要で
す。定員に達した場合は受
付を終了します。

11月11日(火) 14時〜16時

御荘老人福祉センター

詳しくは、社会福祉協議会
本所(Tel 70-1251)までお
問い合わせください。

■町民課から

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です(過去の年度分や追納された保険料も含まれます)。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、

申告書の提出の際には必ずこの

証明書又は領収証書を添付してください(平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます)。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

問合せ

宇和島年金事務所

TEL 0895-2215440

町民課 TEL 7217300

今月の社会保険

年金一日相談(予約制)

○10月17日(金)

10時～15時30分

(城辺商工会館2階)

問合せ 宇和島年金事務所

お客様相談室

TEL 0895-2215569

電話受付対応時間

8時30分～17時15分

■生涯学習課から

文化芸術体験事業「アンサンブルコンサート」を開催します

愛南町では、「次代を担う子どもの文化芸術体験事業(巡回公演事業)」の一環で、本町出身のコントラバス奏者吉本宗司さんを招き、アンサンブルコンサートを開催します。一般の方も参加できますので、ぜひご来場ください。

日時 10月17日(金)

13時30分～15時30分

場所 福浦小学校体育館

費用 無料

また、翌日(18日)には御荘文化センターで「第6回愛南アンサンブルコンサート」が開催されます。チケットの購入方法等詳しくは、お問い合わせください

問合せ

生涯学習課 TEL 7311111



昨年、長月小学校で開催されたアンサンブルコンサートの様子

10月納税等のお知らせ

税務課等から

町民税	3期分/4期分
国民健康保険税	5期分/10期分
介護保険税	4期分/9期分
後期高齢者医療保険料	月末
保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されますと、本来、納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

①町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。

②上水道使用料・簡易水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。

※該当日が休日の場合は翌日となります。